

## 税制・社会保障制度を巡る主な動き

平成 15 年6月 26 日  
内閣府男女共同参画局

1. 税制調査会「あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）」（平成 14 年 6 月）— 1
2. 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002（抄）」  
（平成 14 年 6 月 25 日閣議決定）————— 4
3. 内閣総理大臣から税制調査会に指示があったとされる来年度税制改正で  
具体化を図るべき主な事項(平成 14 年 6 月 7 日) ————— 7
4. 男女共同参画会議影響調査専門調査会会長「あるべき税制の構築に向けた基本方針」  
への意見（平成 14 年 8 月 30 日）————— 8
5. 石・政府税制調査会会長記者会見要旨（抄）  
（平成 14 年 8 月 30 日基礎問題小委員会後）————— 9  
（平成 14 年 9 月 3 日総会后）————— 11
6. 政府税制調査会「平成 15 年度における税制改革についての答申—あるべき税制  
の構築に向けて—」（抄）（平成 14 年 11 月 19 日）————— 13
7. 「平成 15 年度税制改正の要綱（抄）」（閣議決定）  
（平成 15 年 1 月 17 日。関連法は同 3 月 28 日に可決・成立）————— 16
8. 参議院予算委員会における財務大臣答弁（抄）  
（第 156 回国会：平成 15 年 3 月 7 日）————— 17
9. 石・政府税制調査会会長記者会見要旨（抄）  
（平成 15 年 2 月 4 日基礎問題小委員会後）————— 19
10. 厚生労働省「年金改革の骨格に関する方向性と論点（要約）」（抄）  
（平成 14 年 12 月 5 日）————— 21
11. 政府税制調査会「少子・高齢社会における税制のあり方」(抄)  
（平成 15 年6月17日）————— 22
12. 石・税制調査会会長記者会見要旨(抄)  
（平成 15 年6月 17 日(火)税制調査会総会后、答申総理手交後）—— 26
13. 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」原案（抄）————— 28

税制調査会「あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）」  
（平成 14 年 6 月）

第二 個別税目の改革

一 個人所得課税

2. 今後の改革の方向

(1) 基本的考え方 ー 広く公平に負担を分かち合う

① 諸控除

「ロ. 諸控除の見直しに当たっては、男女共同参画社会の進展や雇用慣行の変化等のライフスタイルの多様化、少子・高齢化の進展といった構造変化に対し、税負担に歪みが生じないような、また、経済社会の中で行われる個々人の自由な選択に介入しないような中立的な税制とすることも重要である。」

② 税率構造

「・・・これ以上の税率の引き下げは適当でない。・・・」

(2) 諸控除の見直し

① 家族に関する控除

イ. 人的控除の簡素化・集約化

「(イ) 所得税・個人住民税においては、家族構成など個々人の生活上の事情を納税者の担税力の減殺要因とみて、様々な人的控除等を設けている。これらについては、以下の点を考慮し、(1)①で述べた視点から検討されるべきである。

- a 制度創設時と比べ社会保障や教育等の分野において各種の「インフラ」が整備されてきている一方、個々人の生活上の事情は様々であり、税制で個別に配慮することには自ずと限界があるほか、生活が豊かになり、配慮すべき事情についての国民の価値観も多様化していること
- b 割増・加算措置が追加されてきた結果、本人に係る控除に比べ家族に係る控除の方が大きくなっており、また制度が複雑になっていること

(ロ) 具体的には、次のような適正化措置を講じることにより、基本的には、家族に関する控除を基礎控除、配偶者控除、扶養控除に簡素化・集約化すべきと考える。

- a 特定扶養控除、老人扶養控除等の様々な割増・加算措置、勤労学生控除や寡婦（夫）控除等の特別な人的控除は、廃止を含め、制度をできる限り簡素化すべきと考える。なお、障害者控除のように真に配慮

が必要な者についての控除については引き続き存置する。

- b 配偶者特別控除については、配偶者の収入の増加に応じて世帯主本人の控除額が減少する仕組みがとられていることにより、パート労働者の就労調整の原因とされる世帯の税引後手取りの逆転現象は税制上解消されている。しかしながら、配偶者控除の上乗せという仕組みであるため、配偶者については世帯主本人に二つの控除が適用されることとなり、本人や、他の扶養親族に係る配慮とバランスを失することとなっている。また、男女共同参画社会の形成の観点からは、男女の社会における活動の選択に対し中立でないという指摘も多い。これらを踏まえれば、配偶者特別控除については、基本的に制度を廃止することが考えられる。なお、その際、税引き後手取りの逆転現象について税制上何らかの配慮は必要であろう。

#### ロ. 人的控除の基本構造の更なる見直し

次に、これらの 3 控除（基礎控除、配偶者控除、扶養控除）からなる人的控除の基本構造の更なる見直しについては、論点を明確化するため、あえて次の三つの異なる考え方を示し、国民の議論に付したい。

この際、考え方 2 または考え方 3 のように、配偶者控除や扶養控除を廃止する場合には、基礎控除を拡充することをあわせ考慮に入れる。（考え方 1－基礎控除、配偶者控除、扶養控除の三つの人的控除で構成する）

扶養による担税力の減殺に配慮するという、現行の人的控除の趣旨を踏まえたもの。さらに、配偶者と扶養親族の区別をなくすことにより、「家族控除（仮称）」と基礎控除の二つに集約する案もある。ただし、男女共同参画社会の形成の観点からは、配偶者特別控除の廃止（前述）にとどまらず、配偶者控除そのものも廃止すべきとの意見もある。

（考え方 2－配偶者控除を廃止するとともに、扶養控除については児童及び老齢の親族のみに対象を限定する）

基本的には、本人の基礎控除のみとするとの考え方に基づくもの。成人は自ら就労して所得を稼得し、自らに基礎控除を適用する可能性を持つため、これを扶養する者について扶養控除の適用を認めない。しかし、児童及び老齢の親族については、就労する機会も乏しく、自らに基礎控除を適用する可能性が少ないことから、扶養控除として取り込むという趣旨。扶養に伴う担税力の減殺に配慮しないことに加え、親族が一定の年齢に達するだけで本

人の税負担が急変してしまうなどの問題がある。

(考え方 3-配偶者控除及び扶養控除を廃止する一方、児童の扶養について税額控除を設ける)

本人の基礎控除のみとするとの考え方を徹底しつつ、別途、児童の養育に対し、税額控除という形で配慮するもの。所得控除と異なり、所得の多寡にかかわらず同等の配慮が可能となる（ただし、非納税者には及ばない）。他方、扶養に伴う担税力の減殺を全く認めないといった考え方は個人所得課税制度になじみにくく、また、他の所得控除と税額控除が混在することとなるため制度として複雑になる。

### (3)個人住民税のあり方

#### ③均等割

「また、生計同一の妻に対する非課税措置については、男女共同参画社会の進展を踏まえ、個人単位課税の観点からそのあり方を見直す必要がある。」

(注1) 下線は、内閣府男女共同参画局。

(注2) ・地方税法第24条の5第4項「道府県は、当該道府県内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに対しては、均等割を課することができない。」

・地方税法第295条第4項「市町村は、当該市町村内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で当該市町村内に住所を有するものに対しては、均等割を課することができない。」

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」

(平成 14 年 6 月 25 日閣議決定) (抄)

第 2 部 経済活性化戦略

1. 経済活性化戦略の基本的考え方

(高齢者、女性、若者等が、ともに社会を支える制度の整備)

「・・・男女共同参画社会を構築し、女性が働くことが不利にならない制度設計にする。・・・

・厚生労働省は、雇用保険 3 事業について、平成 15 年度から、雇入助成の縮減、雇用維持支援から労働移動・能力開発支援への重点化等により、抜本的合理化を図る。

・厚生労働省は、年金をはじめとする社会保障制度について、持続可能で公平な制度の構築に向け、給付と負担のあり方等を抜本的に見直すほか、年金のポータブル化の拡充、短時間労働者に対する社会保険の適用拡大、第 3 号被保険者制度のあり方について見直す。」

第 3 部 税制改革の基本方針

<はじめに>

「・・・第 2 に、すべての人が参画し、負担し合う公正な社会にすることをめざす。・・・」

1. 税制改革の必要性

(1) 低迷する日本経済と税制改革

「・・・

構造改革が目指すのは、『人』を重視する国である。これまで、税制を始めたとする諸制度は、均一化された家族やライフスタイルを前提としがちであった。個人が選択するライフスタイルが多様化する中、一人ひとりの多彩な個性と能力が尊重されるよう、税制もまた変革を迫られている。」

(2) 税制の現状認識

「・・・個人や企業の選択に歪みをもたらしているのではないか、・・・等の指摘がある。」

2. 目指すべき経済社会と税制改革

(1) 目指すべき経済社会の姿

「・・・『人』を何よりも重視し、多様なライフスタイルの下で、国民一人一人

が個性と能力を十分に発揮する。・・・」

### 3. 税制改革の視点

「 税制改革の検討は、次のような視点に立つて行うこととする。

・・・

(2)第2に、多様なライフスタイルの下で、国民一人一人が個性と能力を十分に発揮する。男女共同参画社会の実現が重要な課題であり、仕事と育児の両立のための環境整備を進めるとともに、女性の就業を始めとするライフスタイルの選択に中立的な社会制度の構築を進める。」

### 4. 税制改革の進め方

「・・・今次税制改革は、2003 年度に着手し、・・・可能なものから順次実施し、『改革と展望』の期間内（～2006 年度）に完了させることを目指す。・・・」

### 5. 税制改革及びそれに関連する検討項目

「『めざすべき経済社会の姿』を実現するために、今後の税制改革及びそれに関連する検討項目は以下のとおり。

(1)持続的な経済成長を実現するために

『広く薄く簡素に』の観点から、所得税・住民税・法人に対する課税の負担構造を検討する。・・・

(2)多様なライフスタイルのために

就労などの選択に歪みを与えないよう、配偶者に関する控除等に関し検討する。検討に当っては、社会保障制度見直しとの関連にも十分配慮する。・・・」

## 第4部 歳出の主要分野における構造改革

### 2. 社会保障制度

(3)今後の社会保障制度改革の基本方針

(ii)年金制度の改革

「・・・年金制度の改革に当っては、次のような視点に立つて行うべきである。

・・・

③年金制度は社会のあり方と密接に関わるものであり、21 世紀の我が国社会がめざしている『生涯現役社会』や『男女共同参画社会』の理念とも合致した年金制度を構築していくものでなければならない。

・・・

このような視点に立って、平成 16 年に予定される年金制度改革に向けて、・・・年金制度改革の基本的な方向について、早急に議論を始め、その改革に積極的に取り組んでいく。」

(iii)医療制度改革

「・・・今年度中に、保険者の統合・再編を含む医療保険制度の体系のあり方、新しい高齢者医療制度の創設、診療報酬体系の見直しについて、基本方針を策定する。」

第 5 部 経済財政の姿と 15 年度経済財政運営の基本的考え方

1. 経済財政運営の基本的考え方

(3)構造改革の推進と今後の検討について

「・・・

税制改革については、本方針の下、政府税制調査会等において具体的に検討され、経済財政諮問会議においては、経済と税制、歳出と歳入の整合性等の観点からの検討を行いつつ、改革の進捗状況についてフォローアップを行う。」

(注) 下線は、内閣府男女共同参画局。

内閣総理大臣から税制調査会に指示があったとされる  
来年度税制改正における具体化事項  
(税制調査会議事録等による。平成 14 年 6 月 7 日。)

1. 配偶者特別控除、特定扶養控除等の簡素・集約化
2. 外形標準課税の導入による法人課税の実効税率の引下げ
3. 研究開発減税・投資減税の集中
4. 消費税の免税点制度等の見直し
5. 相続税の最高税率の引下げ・控除の見直しと生前贈与の円滑化

平成 14 年 8 月 30 日

税制調査会会長

石 弘光 殿

男女共同参画会議

影響調査専門調査会会長

大澤 眞理

「あるべき税制の構築に向けた基本方針」への意見

先般は、税制調査会基礎問題小委員会に出席し意見を述べさせていただく機会をいただきまして有難うございました。この度まとめられた「あるべき税制の構築に向けた基本方針」への意見を下記の通り申し述べます。

記

1. 配偶者特別控除だけを廃止し、配偶者控除を存続させるのであれば、特定のライフスタイルを前提とした制度であるという問題が解消されず、就業への非中立性が残存するなど依然として問題は解決されません。したがって、男女共同参画社会の形成の観点から、配偶者特別控除だけでなく、配偶者控除も廃止されるべきと考えます。
2. ただし、配偶者控除と配偶者特別控除の廃止による国民の負担への影響を、他の控除等の見直しの結果も勘案しつつ調整するよう配慮することが必要と考えます。
3. なお、「家族控除（仮称）」については、扶養される配偶者という特定のライフスタイルを前提としたものであることに変わりはなく、その創設は、男女共同参画社会の形成という観点からは適切ではないと考えます。

以上

## 石・政府税制調査会会長記者会見要旨（抄）

（平成 14 年 8 月 30 日基礎問題小委員会後）

「・・・今日は、男女共同参画会議の影響調査専門調査会会長の大澤眞理先生から意見の申し入れがございました。私、直接会って受け取ってまいりました。お手元の一番最後の資料に入っていると思いますが、よろしゅうございますか。

これは、大澤さんにこの前政府税調に来ていただきまして、配偶者特別控除、そして配偶者控除についてご意見をいただいた。その後、基本方針を受けて、正式に意見書として申し入れが来たということであります。これは、我々も議論しております、配偶者特別控除、配偶者控除、これをさらに一段と突っ込んだ形で、両方とも見直してほしいということであります。これは、幾つかここに書いてございますように、やはり特定のライフスタイルというのを前提にした制度というのでは問題解決されないから、就業構造に対しての歪みとか、それから言うなれば女性の社会進出等々については、やはり非中立的になっては困ると。配偶者特別控除だけではなくて、配偶者控除そのものを見直してほしいということであります。ただ、これは、基本的な方向を出しただけで、これをどのくらいのタイムスパンでやるか、あるいはこの激変緩和をどうするかは政府税調にお任せしたいと、こういう申し入れでございました。『家族控除』という名称を使うのも、まあ、扶養される配偶者というスタイル、イメージがついて回っているので、これも適切でないと、こういうことでありました。私、これまでいろいろな税制に対する要望書を受け取りましたが、100%減税要望でありましたが、今回はその逆の方向の、言うなれば課税ベースを拡大してもいいよという、一部ではございますが、そういう意見が出たのは初めてでありまして、そういう意味では、私にとっても1つの新鮮な経験でありました。

これに対してもいろいろ今日議論がございましたが、基本的に我々としても配偶者特別控除はとりあえず最初に見直し、それから配偶者控除そのものについても、今後どうするかということを議論しようということで、一応今日の議論は整理がついたというふうに考えています。・・・」

(『配偶者控除、配偶者特別控除なりをどんなふうにしてその制度を見直して違ったものにしていくのかという具体論の部分で合意出来ているところがあれば、お聞かせ下さい』との質問に対して、)

「・・・配偶者特別控除、あるいは配偶者控除そのものについて、これを見直すならば、これはやはり時間をかけ、それから激変緩和的なものを措置して基礎控除を上げるとか、あるいは歳出面での手当の方で面倒見るのかね。そういうことを踏まえて、いっぺんに急には出来ないだろうということで、これはまさに10、15年の中のフレームの設定になってくるとは思いますが、これは先行してやるべき項目ですから、他にもまだいろいろやらなきゃいけないことがありますから、何年かわかりませんが、具体的な年度をいつかの段階で議論しなければいけないかとは思っています。」

(『配偶者控除、配偶者特別控除については、制度の見直しのスタートは来年度でよろしいんですか』との質問に対して、)

「はい。一応提案、これは来年の税制改正の中に配偶者特別控除と特定扶養控除が入っていますから。ただ、配偶者控除そのものについては入っていませんから、それはこれからのまた、次の段階かもしれません。大澤さんの方からは両方やれと、両方やらないと意味がないと言っていますけれども、まあ、これはいずれ、トータルの意味で議論したいと思っています。」

(注：速報に基づくため、事後修正がある可能性あり)

## 石・政府税制調査会会長記者会見要旨（抄）

（平成 14 年 9 月 3 日総会后）

（『配偶者特別控除なんですけれども、会長が総会の冒頭でおっしゃったように、議論としては女性の中でも二分しているような状況であったと思うんですけれども、そうではありながら、廃止というふうに非常にきつめのトーンで盛り込まれたというところの背景と、この廃止というものの制度的な細かい話なんですけれども、どういうふうに――上乘せの部分減らしちゃうという考えということでよろしいんでしょうか』との質問に対し、）

「大澤さんから申し入れがあったというのはご紹介しましたように、ある一方の立場からは、もう配偶者控除そのものも廃止せよという強い意見が出てきておりますが、一挙に 76 万円を対象に課税ベースを広げるというのは難しかろうと思っています。そういう意味では、配特でしょうね、最初は。で、配特も、上積み部分とぶら下がっている部分がありますから、まず第一歩としては、上積み部分、これだって 900 何十万の人が絡んでいますから、大きな問題だと思えますから、一挙に 38 万円を根こそぎというのは難しかろうと思っています。そういうことも踏まえまして、僕も 10 年、15 年といっているのは、あるものを 1 年で終わり、次のものを 2 年目に終わり、3 年目に終わりというよりは、同時並行的にいろんな制度を徐々に、時の景気情勢、時の財源等々を踏まえてやっていくしかないと思っていますよ。そういう意味では、実際に動き出したときにどれだけの、つまり急激な改革というのは難しかろうと思えますから、徐々にやるという意味においては、同時並行的にいろんなことをやらなきゃいけない。その第一歩がおそらく 5 項目だと思っているんですよ、初年度ね。配特もその中でありますが、配特をまず 1 年目にやめて、2 年目に配偶者控除なんていうのはちょっと難しかろうと思っていますから。

それから、配偶者特別控除というのは、やはり時の要請、あるいは時代の流れに合わなくなってきたということとは多くの方が認めていると思っています。私自身もそう考えています。配偶者特別控除、対話集会でもいろいろ議論がありますが、専業主婦の持っております内助の功、例えば子供の教育の問題とか、家事のこととか、両親の介護のこと、すぐ出ますが、これに説得力がないのは、共働きでも、あるいは自営業の人もやっているよと言わ

れちゃうんですよね。だから、何でサラリーマンだけそういう面倒を見るかという議論だと思います。したがって、子育て等々の議論が出るなら、また子育ての方を歳出でやるとかいろんな方法もあるかと思いますので、税だけでは難しいと考えています。お答えになっているかな、いいですか。」

(注：速報に基づくため、事後修正がある可能性あり)

政府税制調査会「平成 15 年度における税制改革についての答申  
－あるべき税制の構築に向けて－」（抄）  
（平成 14 年 11 月 19 日）

第一 基本的考え方

一 「あるべき税制」の構築に向けて

．．．  
平成 15 年度税制改正においては、個人所得課税、法人課税、消費税、相続税など広範にわたる各税目について、上記の視点に基づき、「基本方針」で示した「あるべき税制」の構築に向けて、第一歩としての改革を一体として進める必要がある。

具体的には、

- (1) 個人所得課税については、人的控除の簡素化・集約化を進めていく第一歩として、経済社会の構造変化に対応させるため、配偶者特別控除や特定扶養控除について、廃止を含め、制度をできる限り簡素化する。こうした取組みを通じ、個人所得課税の「空洞化」の状況を是正し、基幹税としての機能回復を図る

．．．

ことが必要である。

第二 平成 15 年度税制改正における個別税目の改革

一 個人所得課税

1. 検討の方向

我が国の個人所得課税（国税：所得税、地方税：個人住民税）は、定率減税を含め累次の減税の結果、主要国と比較して税負担水準が極めて低く、基幹税として本来果すべき財源調達や所得再分配などの機能を喪失しかねない状況にある。「基本方針」では、今後、こうした「空洞化」の状況を是正し、基幹税としての機能を回復させ、経済社会の構造変化への対応を図ることが課題であるとし、次のような「あるべき税制」の構築に向けた改革の方針を示した。

(1) 諸控除

我が国の個人所得課税は、家族構成など個々人の生活上の事情を

納税者の担税力の減殺要因とみて、様々な控除を設けている。このような控除のあり方について、「広く公平に負担を分かち合う」との理念の下、①社会保障等の生活関連の「インフラ」整備等の進展を考慮すれば、税制としては、できる限り簡素化・集約化する、②経済社会の中で行われる個々人の自由な選択に介入しないような中立的な税制にする、③「空洞化」を是正するため課税ベースを拡大する、との視点から見直す。このうち、基礎控除、配偶者控除、扶養控除からなる人的控除の基本構造については、更に検討を深める。

## (2) 税率構造

我が国の個人所得課税は、これまでの累進緩和（フラット化）や諸控除の拡充により、所得税でみると、納税者（民間給与所得者）の約 8 割が最低税率（10%）の適用のみで済むなど、大多数の納税者に対し極めて低い水準で負担を求めるものとなっている。個人所得税課税が本来果すべき財源調達機能や所得再分配機能の発揮の観点から考えれば、これ以上の税率の引下げは適当でなく、むしろ、最低税率のブラケット幅を縮小することが今後の選択肢として考えられる。

## 2. 人的控除の簡素化・集約化

これまでの税制改正において、税負担の軽減のため、人的控除に係る各種の割増・加算措置の拡充等が講じられてきた。これらの措置については、経済社会の構造変化に即応して、個々人の自由なライフスタイルの選択に介入しないような中立的な税制にする観点からは是正を図り、人的控除の簡素化・集約化を進める必要がある。

このような観点から、平成 15 年度税制改正においては、配偶者特別控除、特定扶養控除の廃止・縮減に取り組むべきである。

- (1) 配偶者特別控除が創設された際には、主に専業主婦世帯を中心に税負担を軽減することが念頭に置かれていた。その当時は、専業主婦世帯が最も典型的な家族類型であったが、その後の経済社会情勢の変化により、現在では、共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回るようになってきた。女性の就業状況にも世帯主の補助的な就労から本格的な就労への移行傾向が見られるようになってきている。こうした経済社会の構造変化も顧みれば、配偶者控除に上乗せして、言わば「二つ目」の特別控除を設けてい

る現行制度は、納税者本人や他の扶養親族に対する配慮と比べ、配偶者に過度な配慮を行う結果となっている。したがって、当調査会としては、配偶者特別控除は廃止すべきであると考える。その際には、負担増に配慮して段階的な縮減も考えられる。また、パート労働者の就労を阻害しないよう、税引き後の手取りの逆転現象に対する所要の配慮措置を講じる必要がある。

．．．

### 3. 個人住民税

個人住民税の人的控除の見直しに当たっては、その負担分任の性格から、控除の水準が所得税より低くなるように見直すべきである。また、生計同一の妻に対する非課税措置をはじめ、均等割のあり方を見直すべきである。

### 4. 引き続き検討すべき項目

．．．

- (2) 給与所得控除については、わが国の個人所得課税の「空洞化」の大きな要因となっており、引き続き、縮減を図る方向で検討すべきである。

「平成 15 年度税制改正の要綱（抄）」（閣議決定）  
（平成 15 年 1 月 17 日。関連法は同 3 月 28 日に国会で可決・成立。）

現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、次のとおり改正を行うこととする。  
具体的には、

．．．

人的控除の簡素化等の観点からの配偶者特別控除（上乗せ分）の廃止

．．．

その他所要の措置を一体として講ずる。

．．．

## 五 個人所得課税

配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者（合計所得金額 38 万円以下の配偶者）について配偶者控除に上乗せして適用される部分を廃止する。

（注）上記の改正は、平成 16 年分以後の所得税について適用する。

．．．

## 参議院予算委員会における財務大臣答弁(抄)

(第 156 回国会：平成 15 年 3 月 7 日)

(参議院ホームページ掲載の会議録情報より抜粋。下線は男女共同参画局。)

○松あきら君 . . .

次に、財務大臣、配偶者特別控除の縮小に関して伺いをいたします。

平成十六年一月から配偶者特別控除の縮小が実施をされる方針が示されております。これに関連して、財務大臣は、男女共同参画という視点からも配偶者特別控除の縮小は望ましいとの認識を示されたと承知しております。私も確かに、男女共同参画の実現に向けて男女の就業に対して税制が中立であることは望ましいというふうに思っております。しかし他方で、女性がその能力を十分に発揮できる環境が整ってまだいないんじゃないかという現実もあります。このような現実を顧みないで、例えば税制だけを中立化しても男女共同参画社会が実現するわけではないというふうに思います。

つまり、簡単に言いますと、国民負担が増える見返りに政府は何を提供しようとしているのかなと、何を提供しようとしてくださっているのかと私は思うんですね。具体的には、我が国が直面する少子高齢化という現実を前にして、女性が子供を産み育てつつ社会で十分に力を発揮していく環境を整えるためにこの財源を充てるべきではないかと思えますけれども、大臣、お考えはいかがでございましょうか。

○国務大臣(塩川正十郎君) 仰せのように、これも先に言われてしまって恐縮ですけれども、この今回の税制改正をいたしますときに、これが一つの大きい争点になった問題でございます。

ところで、ちょっとこれ現状認識を是非していただきますと、この配偶者特別控除を設定いたしました当時、言わば主婦の方が、在宅主婦の方が非常に、共働きしておられる家庭が少なくて主婦の方が非常に多かったんですが、最近では逆転してまいりましたので、それで男女共同社会でこの問題になったということでございます。

その結果、いろいろとございましたけれども、取り合えず税の公平化を図るということと空洞を埋めるということと二つの観点からこの特別措置を廃止してもらおうと。

そのときに公明党さんの方から非常に強い要望がございまして、これは将来において、そういうやっぱりこの法の精神に基いて、幼児、特に幼児の対策に

これを活用する方法はないだろうかということがございました。つまり、税制でカットするけれども、それを行政の面でプラスする方法を考えてくれということで、三党協議いたしまして、その結果、今後において、財源の限定額は二千五百億円ということが出ておりますけれども、そのまたありよう、使い方と、それからどういう方法ですかといことについて具体的に今後決めようということでございまして、大枠の話は決まったということでございます。

## 石・政府税制調査会会長記者会見要旨（抄）

（平成15年2月4日基礎問題小委員会後）

「・・・私が今日の結論めいたことで申し上げますと、一番関心を持ったというか、阿藤さんの説明から示唆を受けたのはですね、結局、その少子高齢化というところを少しでもとめる、あるいは少しでも元に戻すということはですね、やはり諸外国の例を見るとね、男女共同参画型の社会に成功したところが1つの鍵であると。これは、言うなれば、英語圏であり、北欧圏であり、フランス語圏ですね。言うなれば、男女同等で社会で働き、それに対して子育てができるような支援をちゃんとした国がですね、結局、出生比率等も上げてですね、この高齢化に対してはある種の手を打っていると。これが1つ。

それから、2つ目はですね、やっぱり子育てのコストというものをですね、公の機関が面倒を見るという、そういう発想がどうしても必要であって、高齢化とか少子化の対応のためには金がかかるよということを人口学者としておっしゃっておりました。財政学者としてどこまでそれをコミットできるかわかりません。結局、諸外国では、児童手当、これを15歳、あるいは18歳ぐらいまで出している国が多いんですが、そういう形でかなり金をかけてね、それに対応してきた。ところが、日本は急速に、ここ20～30年少子化、あるいは高齢化が進んでおりまして、そういう対応なくして進んできたこともあってですね、なかなか子育てコストをカバーできるというところまで話が行っていないんじゃないかと。あるいは、男女共同参画にしてもですね、企業の対応、それから例の保育所の問題等々において、まだまだ対応が遅れていると。ただ、しきりにおっしゃっていましたが、人口学的にのみ言えばそういうことであってですね、やはりそれはいろいろとそれ以外のことも考えなきゃいけないと。

それから、日本のですね、出生率が非常に低い要因としてですね、やっぱり日本にはですね、結構未婚が多いと。同棲はしないと。したがって、婚外子が少ないと。諸外国に比べるとね。そういう意味で、ほかの国とは違って子供ができない背景があるし、さはさりながら、いろいろな調査をすると、結構、必ずしも結婚に否定的な女性層ばかりでない、男性層ばかりでないので、うまく政策を仕向ければですね、そういうのに対応できるんじゃないかというようなお話をいただきました。・・・」

「・・・6月、あるいは7月になるであろうと思われる中期答申の作成に向けてですね、今日第一歩で、まだウォーミングアップの段階ではありますが、これ

からあるべき税制の残された部分につきましてですね、詰めていきたいと考えております。・・・」

(記者の質問「今日の阿藤さんの説明を踏まえて、先生さっきおっしゃったように、男女共同参画なり、高齢化、人口減少に合わせた税制ということなんですけれども、先生が考えるにですね、例えば高齢者に対する税制のあり方、もしくはさらに配偶者特別控除とかなくすわけですけれども、さらに男女共同参画ということ踏まえた税制のあり方として、所得税もしくは消費税も含めた税体系というとうとういうふうな論点が予想されるでしょうか。」に対し、)

「それは非常に難しく、まだどなたも税調のメンバーは頭に Concrete な、具体的なアイディアはないと思いますが、しかし、どう考えても、所得税を基幹税たる地位にもう 1 回戻してね、消費税というものに頼るという、その 2 つの柱にならざるを得ないと思っているんですよね。この少子高齢化の社会において。それで、恐らく、配偶者特別控除の見直しからスタートした、課税ベースを広げつつ所得控除を見直すというこのスタイルはですね、まだ第一段階が終わっただけでありますから、第二弾、第三弾というのは時間をかけてですね、じっくり問題提起をすると。そのときの第二弾としてですね、今言った少子高齢化の社会というものの、そのいわゆる控除見直しですね。具体的には公的年金等とか老年者控除みたいなものが入ってこざるを得ないでしょう。それから、男女共同参画というのはこれで終わっているわけではなくて、それ以外にもいろんな意味で控除の問題もあるでしょうし、それからまあ、我々どこまで最終面で口出せるかわからないけど、手当の問題等々まで行くのかどうか。それを踏まえつつ、そこは議論していきたい。つまり、社会保障全体の中で議論していきたいと思っています。

そういう意味で、もう少し具体的なテーマをいつ、どういう形で取り上げるかというのは、3 月の基礎小委のテーマの選び方、それから 6 月までのテーマの選び方によってかなりはっきりしてきますが、今のところまだ始まったばかりで、その辺の将来展望のテーマはまだ詰めておりませんので、そういう方向感覚があるということだけ申し上げておきます。

(注：速報に基づくため、事後修正がある可能性あり)

厚生労働省「年金改革の骨格に関する方向性と論点（要約）」（抄）

（平成 14 年 12 月 5 日）

（下線部は内閣府男女共同参画局による）

(6)少子化、女性の社会進出、就業形態の変化に対する対応

○公的年金制度における次世代育成支援策

- ①育児期間に対する配慮措置の拡充
- ②年金資金を活用した次世代育成支援策の検討

○支え手を増やす取組

- ①多様な働き方への対応－短時間労働者等に対する厚生年金の適用
- ②高齢者の就労促進－在職老齢年金制度の見直しなど

○女性と年金

第 3 号被保険者制度については、女性と年金検討会における検討等を踏まえ、以下の 4 つの案に整理。

①夫婦間の年金権分割案

保険料負担については、従来どおり、第 2 号被保険者がその報酬額に応じた保険料を納付することとする一方、給付については、世帯賃金が分割されたものとして評価する考え方。

②負担調整案

第 3 号被保険者に関して、何らかの保険料負担を求める考え方。

- ・ 被用者グループにおいて応益負担（定額負担）＋応能負担（定率負担）を組み合わせる考え方。
- ・ 第 3 号被保険者に関する保険料負担を、被用者グループ全体ではなく、第 3 号被保険者を抱える第 2 号被保険者の間で定率負担により求める考え方。

③給付調整案

第 3 号被保険者に関して、保険料負担を求めないが、基礎年金給付を減額する考え方。

④第 3 号被保険者縮小案

短時間労働者等に対する厚生年金の適用等により第 3 号被保険者の対象者を縮小していく考え方。

## 「少子・高齢社会における税制のあり方」(抄)

(平成 15 年6月17日)

(下線部は内閣府男女共同参画局による)

### 第一 少子・高齢化と税制

#### 一 少子・高齢社会を支える税制

「・・・技術革新を通じた生産性の向上、女性や高齢者の社会参画の推進、持続可能な社会保障制度の構築など取り組むべき課題は山積しており、少子・高齢社会に適合する姿に諸制度を再設計することが重要である。税制についても、以下の3つの視点に基づき改革に取り組んでいく必要がある。」

・・・

#### ③ 個人や企業の活力を引き出す税制

高齢化・成熟化するわが国経済社会を活力にあふれるものとするには、個人や企業が潜在力を十分に発揮できる社会を築く必要がある。このため、生涯現役社会や男女共同参画社会の構築に向けて、能力と意欲のある高齢者や女性の社会参画を妨げない制度づくりが重要な課題となっている。また、高齢者の役割が高まる今後の社会では、民間非営利活動には新たな活力の源泉として高い期待が寄せられている。さらに、人口減少社会経済的な豊かさを実現する鍵となるのが生産性の向上であり、生産活動の主役である企業が今後ともグローバル化等の構造変化に対応し柔軟に活動できる環境を整備していくことが必要となる。税制面では、個人や企業の活力を引き出す観点から、個人の就労や企業の選択を歪めない中立的な税制、簡素で分かりやすい税制を基本としつつ、今後とも構造改革を促進し経済社会の活性化を図るために必要な対応を行うべきである。

### 二 個別税目の改革

#### 1. 個人所得課税

##### (1) 少子・高齢社会における個人所得課税の基本的考え方

①・・・当調査会は、既に「基本方針」において、諸控除や税率構造の改革の方向に加え、継続している定率減税についても、経済情勢を見極めつつ、廃止していく必要があることを示した。今後、このような考え方を踏まえ、財源調達機能や所得再分配機能が適切に発揮されるよう、基幹税としての機能の回復に取り組んでいく必要がある。かかる視点からあるべき個人所得課税を将来にわたり構築することは、国民の負担増を伴うものとならざるを得ず、経済情勢も見極めながら改革に取り組んでいかなければならない。

こうした改革に当たっては、まず、近年の経済社会の構造変化に対応して、税制の様々な歪みや不公平を是正し、個人の経済・社会活動上の多様な選択を妨げないような負担構造を構築していく必要がある。この取組みは単純な増税論や年金制度改革のための財源論を論ずることではない。大切なことは、少子・高齢社会での個人所得課税のあり方として、どのような負担構造を目指すのかという問題である。

- ② 個人所得課税が様々な税制上の歪みを抱えている要因としては、公的年金等控除のように特定の収入だけに適用される特別の控除や非課税措置が多く存在することがあげられる。その結果、多くの収入が課税ベースに含まれないこととなり、他の収入との間で負担にアンバランスが生じ、納税者に不公平感を抱かせ、ひいては自由な経済・社会活動を妨げる結果ともなっている。例えば、公的年金等控除は、年金収入であれば高齢者の他の収入状況に関わりなく適用されるため、高所得者であっても課税ベースからの脱漏が生じ、現役世代との間はもちろん、高齢者間でも負担のアンバランスを引き起こしている。また、給与所得控除や退職所得控除については、就労形態の多様化などが進む中で、税制と経済社会の変化との間に乖離が生じている。

- ③ 今後の個人所得課税のあるべき負担構造としては、広く公平に負担を分かち合うため、様々な要因による収入をできるだけ課税ベースに取り込んだ上で、個々人の諸事情への配慮は、基礎控除や扶養控除といった人的控除にまとめて措置する方向が基本的に望ましい。こうした負担構造の構築に当たっては、現役世代に負担が偏らないよう世代間の公平を確保するとともに、個人の経済・社会活動の選択に対し中立的な制度とする観点が重要である。また、少子化の進展に対し、社会保障制度との関連にも配慮しながら、次世代の担い手である子供の扶養へ配慮することも考慮すべきである。

平成 15 年度税制改正において配偶者特別控除（上乘せ部分）が廃止された。これは課税ベースを拡大すると同時に、配偶者の就労に対して中立的な税制に近付けることを意図したものであり、経済社会の構造変化に即応した改革の第一歩と位置付けられる。

## (2) 年金課税等の見直し

...

- ④ 課税ベースの拡大の観点からは、控除の見直しとともに、社会保障給付に対する課税上の取扱いについて、諸外国での事例も踏まえ、課税対象を拡げる方向で検討すべきである。特に、遺族年金給付や失業等給付のよう

に、受給者の他の所得の有無や資産の保有状況と関係なく支給される非課税給付については、今後、見直しを進めていく必要がある。その際、低所得者に対する担税力への配慮は人的控除等で行うべきである。現下の年金制度改革に関しては、基礎年金の国庫負担割合の引上げとそれに伴う財源の問題がある。この国庫負担の問題については、給付水準をはじめとする年金制度のあり方を総合的に検討し、将来の年金制度体系における公費の位置付けと関連付けて検討すべきである。その際、現状でも公費の相当部分を公債に依存している財政状況にも十分留意する必要がある。

### (3) 給与課税等の見直し

- ① 給与所得控除については、勤務に伴う経費の概算控除として明確化すべきである。あわせて、特定支出控除の範囲についても検討し、給与所得者にも確定申告して経費を実額控除する機会を増加させることが適当である。こうした方向は、給与所得者が自らの経費に対し説明責任を果たすことにつながり、自立した勤労者像の位置付けにも資すると考えられる。その際、負担水準を調整する観点から、基礎控除をはじめ人的控除の水準の引上げを検討していく必要がある。

また、給与所得者の間には、事業所得者と比較して所得捕捉に関する不公平感が依然として根強く、適正課税の実現に向け、より一層の執行面での努力が求められている。

- ② 退職所得控除については、雇用の流動化が進展する中で、多様な就労選択に対し中立的な制度とする必要がある。従来と比べ個人所得課税の累進構造が緩和されていることや、最近の企業年金の普及等の状況を踏まえ、過度な優遇を是正するとともに、給与、退職一時金、年金の間で課税の中立性を確保していくべきである。

### (4) 人的控除の基本構造の見直し

- ① 少子・高齢社会においては、社会保障など公費の負担をできる限り多くの者が広く公平に分かち合う負担構造とし、老若男女を問わず働く能力と意思のある者が、経済社会の支え手として積極的に活躍できる社会を構築する必要がある。こうした観点からは、人的控除の基本構造のあり方について、今後、家族の就労に対して中立的な仕組みとしていくことが重要である。
- ② 人的控除のあり方については、従来から、主に標準世帯（片稼ぎの夫婦子二人世帯）の課税最低限を念頭に、世帯としての負担調整を行う観点か

ら検討される側面が強かった。しかしながら、今後は世帯構成の多様化も踏まえ、個人を中心とした考えを重視する必要がある。

- ③ 配偶者に対する配慮のあり方としては、家事や子育て等の負担はどのような世帯形態でも生じる上、今後、共稼ぎの増加が見込まれるため、税制面で片稼ぎを一方的に優遇する措置を講じることは適当でない。また、扶養に対する配慮については、少子・高齢社会における子育ての重要性を考え、今後、児童など真に社会として支えるべき者に対して扶養控除を集中することが考えられる。その際、控除の仕組みを所得控除制度ではなく税額控除制度とすることも検討課題となる。これらについては、社会保障制度との関連や諸外国での事例等も踏まえ、検討を深める必要がある。

## (5) 個人住民税

### ② 均等割

均等割の税率は低い水準にとどまっており、人口段階に応じた税率区分の解消を含め、その水準の引上げを図る必要がある。また、生計同一の妻に対する非課税措置については、課税の公平の観点から廃止する必要がある。

## 2. 消費税

### (1) 少子・高齢社会における消費税の重要性

「……少子・高齢化が進展する中で国民の将来不安を払拭するためには、社会保障制度をはじめとする公的サービスを安定的に支える歳入構造の構築が不可欠であることから、消費税は極めて重要な税である。したがって、将来は、歳出全体の大膽な改革を踏まえつつ、国民の理解を得て、二桁の税率に引き上げる必要もあろう。これが今後の税体系全体の見直しの基本となると考えられる。これに関連し、所得に対する逆進性の問題については、消費税という一税目のみを取り上げて議論すべきものではなく、税制全体、さらには社会保障制度等の歳出面を含めた財政全体で判断していくことが必要である。……」

石・税制調査会会長記者会見要旨(抄)  
(平成15年6月17日(火)税制調査会総会後、答申総理手交後)

「…この報告書の半分以上は「少子・高齢化と税制」ということになっておりますように、個人所得課税、それから消費税、資産課税、この3つは少子・高齢化の社会では大変重要であるという位置付けをしております。…そこで、少子・高齢化の中で個人所得課税というのは、基本的には、従来非課税になっている所得項目、あるいは過度の所得控除によって、本来課税ベースに入るべき所得が非常に縮減されている。典型的なのは年金だと思いますが、そういうものを一旦税の中に入れて、所得税の本来の姿として所得の水準ですね、高い人はより担税力があるから、累進課税のより重いほうで払ってもらおう。それから低い人は、要するに課税最低限以下だから払わなくていいといった所得税本来の姿に戻す必要があると考えております。そういう意味でよく言われますように、非課税給付としての遺族年金なり、あるいは失業給付等が仮に課税ベースに入っても、それだけで所得、あるいは生活をしている方には課税が及ばないことを十分考えています。

それから、さはさりながら、高齢者でも高額所得者になり、かつ年金ももらっている人には、当然のこと応分の負担があつてしかるべきではないかと。これは何といっても、高齢者同士の、同一世代間の公平の問題でもあるし、何よりも世代間の公平の確保の問題につながると考えておりますから、所得税はそういう姿で一回きれいに整理する必要があります。そういう意味で、課税ベースの拡大を含め、所得控除を一段と見直すということが必要だと思っています。

ただ、増税になります。まあ、そういう意味では基礎控除、あるいは扶養控除、こういうものの、それに対応する形での拡大ですか、それも考える必要があるということも書いてございます。それは、結果として少子化対策につながるというふうな理解をしているからであります。それで大体所得税のあるべき姿で、ただ、あまりにも過去の経過から見て所得控除が多過ぎます。それを全部一挙に整理するわけにはいきませんから、昨年の配偶者特別控除に続いて、今年はどうするか。これは年度末の答申を作る際にもう一度議論をし、今後のスケジュール感を出したいというふうに考えています。…」

(記者の質問「その際に、所得税が上がるとなるとダブルパンチで効いてきて、子育てとか、その辺についてよっぽどの配慮がないと厳しいのかなという。」に対し、)

「言い忘れましたけれども、少子化については、基礎控除なり集中的に扶養控除を使おうという話もしてますよ。ただね、何遍も言いますように、母子家庭であるとか遺族年金だけ持っているような人には、今の所得控除、あるいは課税最低限に収まって、税の中に入り込みませんよ。心配ない、それは全然。したがって、逆に言えば、税の外

へ全部おっぼり出していて、課税ベースを少なくしていて税収が上がらないほうが問題で、したがって、今後全部入れて、もう一回所得の世界で整理したほうがはるかに公平な税制ができると思っています。」

## 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」原案(抄)

### 第2部 構造改革への具体的な取組

.....

#### 3. 税制改革

——持続的な経済社会の活性化を目指し、将来にわたる国民の安心を確保する税制への改革を進める。

##### 【改革のポイント】

.....

(2) 社会保障制度改革と整合性をもって税制改革を行う。

##### 【具体的手段】

(1) 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」(平成14 年6月25 日閣議決定。以下「基本方針2002」)の考え方を踏まえ、「改革と展望－2002 年度改定」(平成15 年1月25 日閣議決定)で掲げた次の事項を中心に、引き続き税制改革に取り組む。

- ・持続的な経済社会の活性化のための税制改革
- ・租税負担と社会保障負担の総合的な検討
- ・国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方

#### 4. 雇用・人間力の強化

——雇用については、何歳であっても、能力を開発し、拡大するサービス産業などで仕事の機会が得られる労働市場をつくる。特に、若年者の働く意欲を喚起しつつ、全てのやる気のある若者の職業的自立を促進する。

また、女性の能力発揮のための取組の推進を図る。教育については、義務教育から大学までの教育の質を高める。

.....

##### 【具体的手段】

(1) 雇用制度改革

.....

- ・社会貢献活動等、多様な雇用・就業機会の提供等を推進するとともに、育児休業の取得推進や保育サービスの強化・充実など、子育てをしながら働ける環境整備を推進する。
- ・「男女共同参画社会」の実現を目指して、指導的地位に女性が占める割合が2020 年までに少なくとも30%程度になるよう期待し、平成15 年度においては、

関連情報のワンストップ・サービス化、ネットワーク化など女性のチャレンジ支援策に取り組む。

.....

## 5. 社会保障制度改革

——世代間・世代内の公平を図り、持続可能で信頼できる社会保障制度に改革する。

### 【改革のポイント】

.....

(2) 年金制度は、現行制度のままで、若年世代の負担が過重なものとなり、世代間のバランスを失うことになってしまうことから、給付と負担の改革を行う。また、「生涯現役社会」や「男女共同参画社会」の理念に合致した制度に向けた改革を行う。

.....

(4) 年金・医療・介護・生活保護などの社会保障サービスを一体的にとらえ、制度の設計を相互に関連づけて行う。

### 【具体的手段】

.....

#### (2) 年金制度の改革

平成 16 年に予定される次期年金制度改正においては、次の基本の方針に沿った改革を行う。これにより、頻繁に制度改正を繰り返す必要のない恒久的な改革とする。

.....

(vii) 第3号被保険者制度の見直し、短時間労働者の年金適用、在職高齢者についての給付のあり方の見直しなど、女性や高齢者の就労を阻害せず、働くことに中立的な制度とする。

#### (3) 医療制度の改革

(i) 本年3月に閣議決定した保険者の再編・統合、高齢者医療制度、診療報酬体系についての「基本方針」の具体化について実施可能なものから極力早期に実施していく。

.....

#### (5) 社会保障サービスの一体的な設計

(i) 「社会保障個人会計(仮称)」の導入に向けて検討を進める。この場合、現役世代にとっても年金の給付と負担が分かりやすい仕組みを工夫し、基礎年金、報酬比例年金それぞれの給付と負担について、加入者個々人に情報提供を行う。

(ii) 少子化の流れを変え、子どもを生み、育てやすい環境づくりに総合的に取り組むなど、次世代育成の支援を進める。

(iii) 生活保護においても、物価、賃金動向、社会経済情勢の変化、年金制度改革などとの関係を踏まえ、老齢加算等の扶助基準など制度、運営の両面にわたる見直しが必要である。